第 12 次清水町交通安全計画

令和８年度～令和１２年度

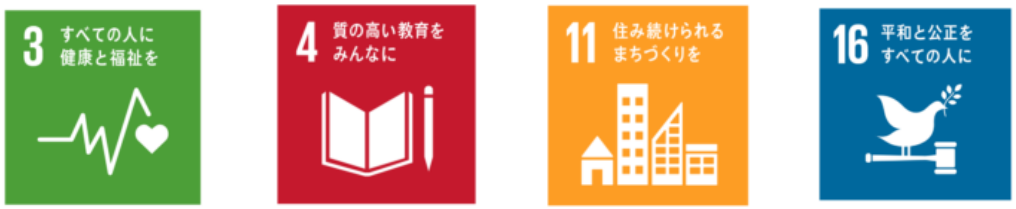

令和８年　　月

清　　水　　町

ZERO CARBON
HOKKAIDO
Tokachi SHIMIZU

はじめに

車社会の急速な進展に伴い、昭和 20 年代から昭和 40 年代にかけて交通事故の死傷者数が著しく増加した。そのため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、国は昭和 45 年に交通安全対策基本法 （昭和 45 年法律第 110 号）を制定し、これに基づき、本町においても 11 次にわたって交通安全計画を策定し、関係機関・団体等と連携を図りながら、様々な交通安全対策を実施してきた。

本町における交通事故発生件数は、平成 13 年の 72 件、そのうち死亡者が平成 7 年の 12 名、負傷者が平成 13 年 121 名をピークに、令和 7 年では 交通事故発生件数 23 件、死亡者 0 名、負傷者 36 名と減少はしているが、痛ましい交通事故を 1 件でも多く減少させることはもとより、高齢化の進行による高齢者及び高齢ドライバーの増加や、全事故に対する飲酒事故の占める割合が高いなど、時代の変化や新たな課題等に対応した取組が求められている。

こうした状況を踏まえ、交通事故の防止は、関係機関・団体等と連携はもとより、町民一人ひとりが取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたり、総合的に諸施策を推進していく必要がある。

この清水町交通安全計画は、交通安全対策基本法の規定に基づき、2026（令和８）年度からの５年間において本町が講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めるものである。

目 次

第１章 計画の概要
1 計画の目的 …… 1
2 計画の期間 …… 1
3 計画の基本的な考え方 …… 1
4 計画の位置付け …… 1

第２章 交通事故の推移と課題
1 交通事故の推移 …… 2
2 交通事故のない社会の実現に向けた課題 …… 2

第３章 交通安全計画における目標
1 目標 …… 4
2 取り組みの考え方 …… 4

第４章 交通安全施策
1 交通安全教育及び広報啓発活動の充実 …… 5
2 交通環境の整備 …… 10
3 救助・救急活動の充実 …… 12
4 交通事故被害者支援の実施 …… 12

第１章 計画の概要

１ 計画の目的

第 12 次清水町交通安全計画（以下「本計画」という。）は、交通安全対策基本法に基づき、人命尊重の理念を基本に死傷事故根絶の目標とし、経済社会情勢の変化を踏まえ交通事故の実態に対応した総合的な交通安全対策を推進し、町民の安全の確保を図ることを目的とする。

２ 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度から令和 ~~7~~12 年度までの 5 年間とする。

３ 計画の基本的な考え方

本計画は、これまで11次にわたる計画において進めてきた取組と成果を踏まえつつ、本町における交通事故の特徴や交通を取り巻く環境の変化に対応し、国や北海道の計画と整合を図りながら、交通安全に関する教育及び啓発活動や交通環境の整備など施策の推進を図る。

また、交通安全の推進には、行政だけでなく、関係機関・団体や町民などの理解を求めると共に、それらが一体となって取り組んでいく必要がある。関係機関・団体との連携はもとより、町民が地域の実情に応じ交通安全に関する取組に参加するなど、町民の積極的な協力を得て、その効果を最大限に高めるような施策を展開する。

４ 計画の位置付け

本計画は、交通安全対策基本法第 26 条に基づき策定する市町村交通安全計画であるとともに、本町の交通安全に関する分野計画として第 6 期清水町総合計画に即して策定するものである。

第２章 交通事故の推移と課題

１ 交通事故の推移

（１） 清水町の交通事故発生件数、死者数、負傷者数の推移

交通事故発生件数、死者数及び負傷者数は、減少傾向となっているが、ここ数年、ばらつきはあるもののほぼ横ばいとなっている。

	H7 年	H12 年	H17 年	H22 年	H27 年	R2 年	R7 年
事故発生件数	60 件	62 件	41 件	29 件	13 件	9 件	14 件
負傷者数	70 名	93 名	64 名	38 名	16 名	12 名	23 名
死者数	12 名	6 名	2 名	1 名	2 名	1 名	0 名

＊死者：交通事故によって、発生から 24 時間以内に亡くなった人をいう。

２ 交通事故のない社会の実現に向けた課題

（１）町民の交通安全意識の一層の向上

本町における交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、本町の自動車保有台数は令和 7 年では 10,650 台であり町民 1 人に 1 台以上の割合で保有している。自動車交通は今後とも町民生活において大きな役割を果たすものである。このような中で、交通事故が減少している事は、関係機関・団体・町民の積極的な協力と自主的な活動の成果と考える。

しかしながら、年間 20 名前後の死傷者が生じており、交通事故における被害者及び加害者はいずれも高齢者の割合が最も多くなっています。これは、高齢化の進行に伴う高齢者人口や高齢ドライバーの増加に加え、加齢による身体機能及び認知機能の低下が運転や歩行などに影響を及ぼしていることなどが要因と考えられる。

また、住民の生活や経済活動の 24 時間化により夜間における交通量の増大、携帯電話の普及により、ドライバーだけではなく自転車・歩行者の操作しながらの乗車など、交通ルールや交通マナーに違反する行動が見られます。これらの実態を踏まえ、各年齢層に対応した切れ目のない交通安全教育や啓発活動を通し、 町民の交通安全意識をより一層高めていくことが必要である。

（２）安全な交通環境の整備

誰もが安全に通行できる道路環境の整備に努めていく必要がある。また、高齢者の交通事故の減少に向け、先端技術を搭載した自動車の普及啓発等により高齢ドライバーの交通事故防止や、運転免許の返納を促す高齢者の移動の支援が必要である。

このほか、各学校の周辺や通学路、未就学児の移動経路などにおいては、交通事故を未然に防ぐため、危険箇所の点検を定期的に行うなど、町民や関係機関等と協力しながら、子どもたちの安全を確保していくことが必要である。

（3）交通事故発生後の迅速かつ的確な対応

交通事故による被害を最小限に抑え、死者や重傷者を減少させるためには、交通事故発生後の迅速な救助・救急活動が重要となる。

また、交通事故被害者は交通事故による身体的尚且つ精神的ダメージを受けているため、相談等の適切な支援に取り組むことが必要である。

第３章 交通安全計画における目標

１ 目標

本町における交通事故は減少傾向にあるが、さらに交通事故を減少させ、最終的には交通事故のない社会、町民が交通事故に「あわない・おこさない社会」の実現を目指す。

２ 取り組みの考え方

本計画の目標達成につなげるため、第 4 章に掲げる「交通安全教育及び広報啓発活動の充実」、「交通環境の整備」、「救助・救急活動の充実」、「交通事故被害者支援の実施」に基づき、町民の理解と協力のもと、関係機関・団体と連携しながら、交通安全施策を総合的に推進する。

施策の推進にあたっては、交通事故防止のために自主的な交通安全活動を推進するとともに官民一体となって施策を推進することが重要であることから、町民の十分な理解を求めるとともに、町民の積極的な協力を得て、その効果を高めるように努めるものとする。

第４章 交通安全施策

【施策体系】

施策の柱	推進施策
１交通安全教育及び広報啓発活動の充実	（１）生涯にわたる交通安全教育の推進
	（２）交通安全に関する普及啓発活動の推進
	（３）急速に発展・普及する技術を正しく利用するための情報提供等
	（４）地域における交通安全活動への参加・協働の促進
	（５）冬季間における交通安全教育及び広報活動の実施
２交通環境の整備	（１）生活道路等における安全・安心な歩行空間の整備
	（２）安全で快適な自転車利用環境の整備
	（３）災害時における交通安全対策と交通情報の提供
	（４）総合的な駐車対策の推進
	（５）交通安全に寄与する交通環境の整備
	（６）冬季交通環境の整備
３救助・救急活動の充実	（１）救命講習等の普及啓発活動の推進
	（２）緊急業務施設等の整備
	（３）救急隊員の訓練
４交通事故被害者支援の実施	

１ 交通安全教育及び広報啓発活動の充実

交通安全教育は、人命尊重の理念のもと、社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナー向上に努め、高齢者や障害のある人などに関する知識や思いやりの心を育むとともに、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならない意識を高めることが重要です。幼児から高齢者までの交通安全教育を推進するとともに、町民一人ひとりが日常的に交通安全意識を持ち、行動することにつなげる。

特に、中高生に対し、自転車事故が最も多くなる年代となることを踏まえた基本的な交通ルールを周知徹底するとともに、ヘルメット着用促進等の交通安全教育を行っていくことが重要となる。

また、新たな交通環境の変化等に応じて交通ルールも変わっていくことが考えられることから、基本となる交通マナーを身に付けるとともに、新たなルールを的確に理解していくために、生涯を通じて交通安全の知識を習得していくことが重要である。

冬季における道路交通は、路面や気象などの交通環境が悪化することから、交通安全意識の向上に加え、冬季交通特有の技能と知識の習得が重要である。

（1） 生涯にわたる交通安全教育の推進

① 幼児に対する交通安全教育

基本的な交通ルールや交通マナーなど、幼児が身近な生活において安全に行動するために必要な基本的行動と知識を習得することを目標とする。

こども園においては、家庭及び関係機関・団体と連携し、交通安全教育を推進する。交通安全教育にあたっては、紙芝居や人形劇などの視聴覚教材等を利用し幼児に分かりやすい指導に努め、こぐまクラブの育成強化を図る。

② 小学生に対する交通安全教育

小学生が歩行者及び自転車利用者として必要な技能と知識を習得し、道路・交通状況に応じた危険の予測や回避をし、安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とする。

小学校においては家庭及び関係機関・団体と連携、協力し、心身の発達段階や地域の実情に応じ、体育、特別の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味や必要性等について交通安全教育を推進する。

さらに、交通ボランティア等による児童の見守りと安全な行動の指導を実施する。

③ 中学生に対する交通安全教育

中学生が自転車で道路を安全に通行するために、必要な技能と知識を習得するとともに、自己の安全ばかりではなく、他の人の安全にも配慮できる思いやりの心を持った行動ができるようにすることを目標とする。

中学校においては家庭及び関係機関・団体と連携、協力し、保健体育、特別の教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動などの学校の教育活動全体を通じて、思いやりの心、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、自動車の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、応急手当等の交通安全教育を推進する。

④ 高校生等に対する交通安全教育

高校生等が日常生活における交通安全に必要なこと、特に自転車の利用者として、道路を安全に通行するために必要な技能と知識を習得し、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の人命を尊重するなど責任をもって行動することができる健全な社会人の育成を目標とする。

高等学校においては家庭及び関係機関・団体との連携・協力を図りながら、保健体育、

総合的な探究の時間、特別活動等の学校の教育活動全体を通じて自転車の安全な利用、自転車・自動車の特性、危険への予測と回避、運転者の責任、応急処置などに更なる理解を深めるとともに、近い将来、普通運転免許等を取得することが予測されることから、免許取得前の教育として重視した交通安全教育を行う。

⑤ 成人に対する交通安全教育

運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び知識、特に危険予測と危険回避の能力向上のほか、交通事故被害者等の心情等の交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識や交通マナーの向上を目指します。特に、成人は交通安全教育の機会が少なくなることから、その機会が途切れないよう、地域・職場における講座、講演会及び研修会などを通じて、交通安全教育を推進する。

⑥ 高齢者に対する交通安全教育

高齢者が、加齢に伴う身体機能の変化により交通行動に及ぼす影響を理解するとともに、安全に通行するための運転免許の有無に応じた正しい交通ルールと交通マナーの知識の向上を目標とする。また、高齢者を対象とした交通安全教室の開催、広報活動の充実を図るとともに、地域においても老人クラブ等を通じ交通安全研修会などを実施する。夕暮れ時から夜間にかけ歩行者が交通事故にあうケースが多いことから、夜行反射材の配布や、運転免許の自主返納についての啓発活動を促進する。

（2） 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 歩行者優先の意識徹底と歩行者の交通ルール遵守に向けた啓発

本町における交通事故では、近年歩行者の死傷者数が多くなっている。 自動車運転者や自転車利用者に歩行者優先の意識を徹底させることはもとより、歩行者自身が交通ルールを理解し遵守するように関係機関・団体と連携し、歩行者の安全確保に向けて啓発を行う。

② 自転車の安全利用の促進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解するため交通安全教育や啓発を行う。

令和６年 11 月に施行された、自転車の「ながらスマホ」の罰則強化、令和８年４月から交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が施行されたことを踏まえ、交通事故防止のための基本的な交通ルールの理解等を徹底する取組を推進する。

自転車利用者は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、十分な自覚や責任が求められることから、そうした意識の啓発を行うとともに、損害賠償責任保険等の加入促進を図る。

ヘルメットの着用については、令和４年に全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が施行されたことを踏まえ、全ての年齢層の自転車利用者に対するヘルメット着用を始めとした交通ルール・マナーについて広報啓発、交通安全教育等の充実を図る。

③ 先進安全自動車の普及促進

安全運転の責任は一義的には運転者にあることから、運転者の先進技術に対する過信・誤解による交通事故を防止するため、先進技術に関する理解と、先進安全技術を活用した先進安全車の普及促進を推進する。

また、ペダルの踏み間違えなどの操作ミスによる高齢者事故が発生していることや、運転者の高齢化が今後も増加していくことを踏まえ、高齢者が自ら運転をする場合の安全対策として、安全運転サポート車の普及促進を推進する。

④ シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、着用効果の啓発活動を推進する。

⑤ 反射材用品等の活用促進

夕暮れ時から夜間における歩行者や自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材等の普及を図るため、関係機関・団体と連携しながら反射材を配布し、活用を呼びかけるとともに、適切な活用方法の周知を行う。

⑥ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態周知を引続き行うとともに、交通安全管理者、販売業者、酒類提供飲食店等と連携してハンドルキーパー運動の普及に努める。また、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」を踏まえ、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という町民の規範意識の確立を図る。

⑦ 妨害運転（あおり運転）防止に向けた広報啓発活動の推進

妨害運転（あおり運転）を防止するため、その罰則の重さを認識するとともに、自動車の運転者が全ての交通参加者に対し、思いやりと譲り合いの気持ちを持った運転を行うことが必要であること、妨害運転を受けた場合には、安全な場所に避難し、車外に出ることなく 110 番通報するなどの対応、ドライブレコーダーが被害を受けたことの認定に役立ち、かつ、被害抑止にもつながること等について、ホームページ、SNS、広報紙等で啓発活動を推進する。

⑧ 農業機械等の安全利用の促進

農業用トラクターや農畜産物の運搬車両による事故を防止するため、関係機関・団体を通じて、運転者に交通ルールの遵守や事故防止について啓発を行い、農業機械等の安全利用を促進する。

⑨ 効果的な広報の実施

ホームページ、SNS、広報紙等の多様な媒体を活用し、効果的な広報を実施する。

（3）急速に発展・普及する技術を正しく利用するための情報提供等

近年、自動車に関する技術の進歩は目覚ましく、様々な先進安全技術の開発・実用化が急速に進んでいます。交通事故のほとんどが運転者の交通ルール違反や運転操作のミスに起因している状況において、こうした技術の活用・普及促進により、交通事故の減少が期待されている。その一方で自動運転などの技術革新に対しては、過信することなく適切に利用することが重要である。交通安全に関わる先端技術の活用や知識の習得を促進するため、関係機関・団体、自動車販売店と連携した交通安全教育や情報提供を行う。

（4）地域における交通安全活動への参加・協働の促進

交通安全は、地域住民等の安全意識に支えられるものであり、町民一人ひとりの意識の向上が何よりも大切であることから、町民自らが交通社会の一員であるという当事者意識 を高めることが重要である。交通安全運動等の実施にあたっては、事前に運動の趣旨、実施期間、運動重点等について町民に周知することにより、交通安全運動の充実・発展を図る。町民及び関係機関・団体が連携し、地域に根差した身近な活動を推進できるよう、町民の参加や協働を促進する。

（5）冬季間における交通安全教育及び広報活動の実施

冬季は通常の交通環境に加え、路面凍結や積雪などの悪条件が重なることから、冬季交通特有の技能と知識習得の必要がある。歩行者及び自動車運転者の安全な通行の確保を図る観点から、降雪や積雪による見通しの悪化や幅員減少、視界不良等の冬季特有の危険性等、路面状況に対応したスピードダウンの重要性などの交通安全教育を推進する。また、路面凍結によるスリップ事故をはじめとする冬型事故の防止や除雪情報などについて、広報紙、ホームページ、SNS、防災無線等の多様な媒体を活用して啓発を行う。

2 交通環境の整備

交通弱者である子どもや高齢者、障害のある人をはじめ、誰もが通行しやすい交通環境の整備を推進し、安全にかつ安心して外出できる交通社会の形成を図る。また、冬季における路面の適正管理に努め、安全で快適な道路環境の確保に努める。

（1）生活道路等における安全・安心な歩行空間の整備

① 生活道路における交通安全対策の推進

歩行者及び自転車利用者の多い商店街等においては、歩行者等の安全で快適な通行空間を確保するための幅の広い歩道の設備と道路の改良事業と併せて歩行者が安全に通行できる環境の整備に努める。

② 通学路等における交通安全の確保

交通安全施設等の整備にあたっては、児童及び幼児と保護者の交通の安全を確保するために、特に通学路について十分に配慮する。

また、小学生の登下校時の街頭指導による見守り・交通指導の実施を継続する。

③ 高齢者、障害のある人等の安全に資する歩行空間等の整備

誰もが移動に支障を感じることなく利用できる交通環境を確保するため、バリアフリー化等の安全で快適な歩行空間の設備を進め、高齢者や障害のある人等が安心して暮らせる環境づくりを推進する。

④ 子供の遊び場の確保

子どもの遊び場不足を解消し、路上遊戯等による交通事故防止に資するとともに、住み良い環境づくりを図るため、児童公園等の整備を行うとともに、路上遊戯に関する啓発を行う。

（2）安全で快適な自転車利用環境の整備

①自転車利用環境の整備

自転車と歩行者の接触事故により、死亡や障害が残るといった重大事故の発生が全国的に問題となっているほか、高齢者の運転免許返納が進むことで、自転車の利用者が増加することが考えられることから、歩行者、自転車、自動車が安全に通行できる空間の確保を図る。

② 自転車駐車対策の推進

自転車利用者に対し、その社会的責任の自覚を求めるため、正しい駐車方法等に関する教育及び広報活動を行う。

（3）災害時における交通安全対策と交通情報の提供

① 災害発生時における交通規制

災害発生または発生の恐れがある場合には、被害状況を把握したうえで、交通の混乱等を防止するため適正な交通規制・誘導を行う。

②災害に備えた交通安全情報の提供

地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合、国・道と連携し道路情報を把握、安全で安心な生活を支える道路交通情報の提供を図る。

（4）総合的な駐車対策の推進

違法迷惑駐車の排除について、広報・啓発活動を行い町民の理解と協力を得ながら「違法駐車をしない、させない」を意識づけ、円滑な道路交通を確保するため、駐車禁止等の適切な交通規則を行う。

（5）交通安全に寄与する交通環境の整備

① 道路占用の適正化等

工作物の設置や工事等に要する道路占用の許可にあたっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保のための適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。特に、市街地においては、重点的に道路交通に影響を与える不法占用物件等の排除、是正の指導を実施する。

② 改築等による交通安全対策の推進

道路の改築にあたっては、交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑で快適な交通を確保するため、関係機関との連携を図りながら交通安全施設の整備を推進する。

③ 効果的な交通規制の促進

交通事故が多発している場所のほか、町民が危険と感じている場所等について、公安委員会等に対し交通安全施設の整備や速度規制等の効果的な交通規制を要請する。

（６）冬季交通環境の整備

① 安全・安心な歩行空間の確保

歩道の除雪は住民の理解と協力のもとに車道の運搬排雪と同時に処理をし、通学、通園を優先した冬季歩道の確保に努める他、滑り止め剤等の散布を行う。

② 交通安全に寄与する冬季交通環境の維持

冬季における良好な道路環境を維持するため、道路の除排雪の実施、砂箱・防雪柵の設置、凍結防止剤や滑り止め剤の効果的な散布により、冬季路面の適正管理を図る。

3 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図るとともに、交通事故に迅速に対応し被害を最小限にとどめるため、救急・救助体制の整備を図る。

（１） 救命講習等の普及啓発活動の推進

救急現場に居合わせた人による応急手当の実施により救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用を含めた心肺蘇生法等の応急手当について、消防機関等が行う講習会等の普及啓発を推進する。

（２） 緊急業務施設等の整備

人員輸送車、救助用資機材の整備充実を図るとともに、緊急医療機関に収容するまでに要する時間の短縮等を目指し救急事務の円滑な実施に努める。

4 交通事故被害者支援の実施

交通事故被害者等に対し、必要な相談を受けられる窓口へつなげるため警察署、交通安全活動推進センター、十勝交通育英会等との連携を図り、相談機関の情報提供を行う。